

平成28年度当初予算 ＜参考資料＞

1. 一般会計予算のフレーム
2. 一般会計歳入歳出予算（円グラフ）
3. 県税当初予算対比表
4. 財政調整等三基金及び県債残高の推移
5. 新規事業について
6. 使用料・手数料の改定について

一般会計予算のフレーム

(単位:億円、%)

区 分	27年度 2月補正 (経済対策)A	28年度 当初予算 B	合 計 C = A + B	26年度 2月補正 (経済対策)D	27年度 当初予算 E	合 計 F = D + E	比 較				
							当初予算		当初 + 補正		
							増 減 B - E	伸 率 B / E	増 減 C - F	伸 率 C / F	
歳 出	人件費		4,933		4,922	4,922	12	100.2	12	100.2	
	給与費		4,446		4,443	4,443	3	100.1	3	100.1	
	退職手当		487		478	478	9	101.8	9	101.8	
	社会保障費		3,140		3,084	3,084	55	101.8	55	101.8	
	公債費		2,191		2,156	2,156	35	101.6	35	101.6	
	補助事業費	97	993	1,090	139	864	1,004	128	114.9	86	108.6
	単独事業費	3	834	837	0	853	853	△ 19	97.8	△ 16	98.1
	小 計	100	1,827	1,927	140	1,717	1,857	110	106.4	70	103.8
	直轄事業負担金	15	198	214	3	170	174	28	116.2	40	122.9
	計	115	2,025	2,140	143	1,887	2,030	137	107.3	110	105.4
	災害復旧費		12	12		18	18	△ 5	69.8	△ 5	69.8
	行政施策費	40	2,451	2,491	65	2,448	2,513	2	100.1	△ 22	99.1
	市町村交付金等		3,103	3,103		3,069	3,069	35	101.1	35	101.1
	その他	65	171	236	6	185	191	△ 15	92.2	45	123.5
	合 計	221	18,026	18,247	213	17,770	17,983	257	101.4	264	101.5
歳 入	県税等		8,307		8,049	8,049	257	103.2	257	103.2	
	地方譲与税等		842		888	888	△ 45	94.9	△ 45	94.9	
	地方交付税	9	2,775	2,783		2,670	2,670	105	103.9	114	104.3
	国庫支出金	135	1,973	2,108	163	1,887	2,049	86	104.6	59	102.9
	県債	60	2,235	2,295	40	2,347	2,387	△ 111	95.3	△ 92	96.2
	通常債	60	1,295	1,355	40	1,233	1,274	62	105.0	82	106.4
	臨時財政対策債		940	940		1,113	1,113	△ 173	84.4	△ 173	84.4
	財政調整等三基金繰入金	11		11		40	40	△ 40	皆減	△ 29	27.1
その他	6	1,895	1,901	11	1,890	1,901	5	100.3	0	100.0	
合 計	221	18,026	18,247	213	17,770	17,983	257	101.4	264	101.5	

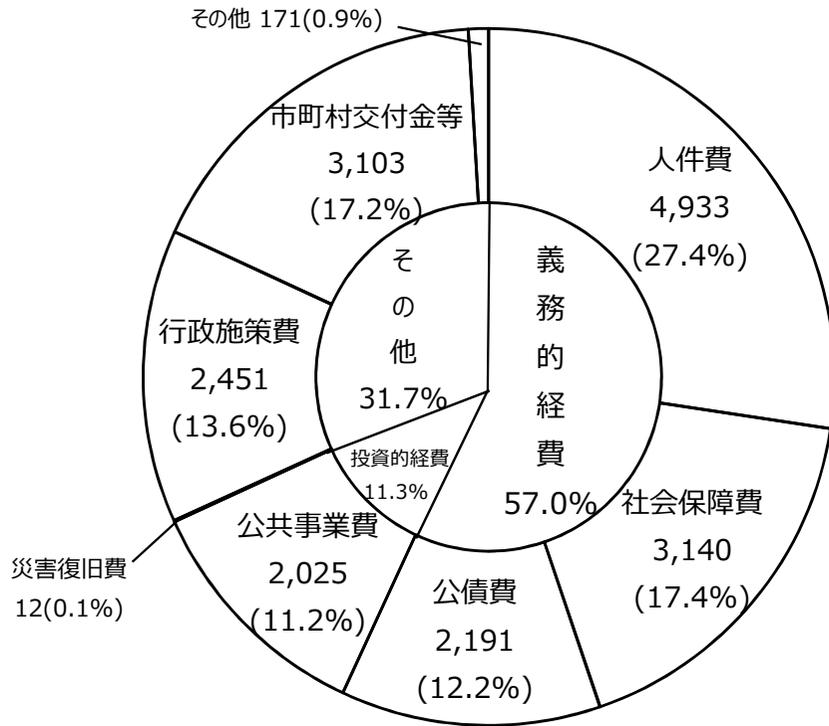
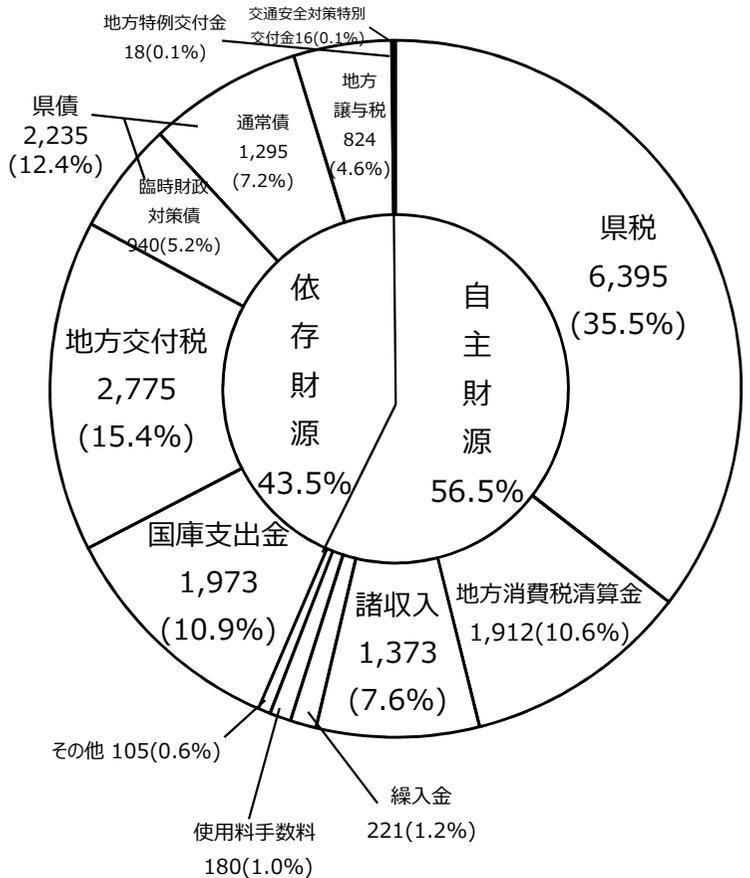
※ 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

平成28年度一般会計当初予算

総額 1兆8,026億円

歳入

歳出



<単位：億円 ()は構成比で%>

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

平成28年2月15日

担当課	税務課
内線	2283
直通	092-643-3063
担当	豊坂

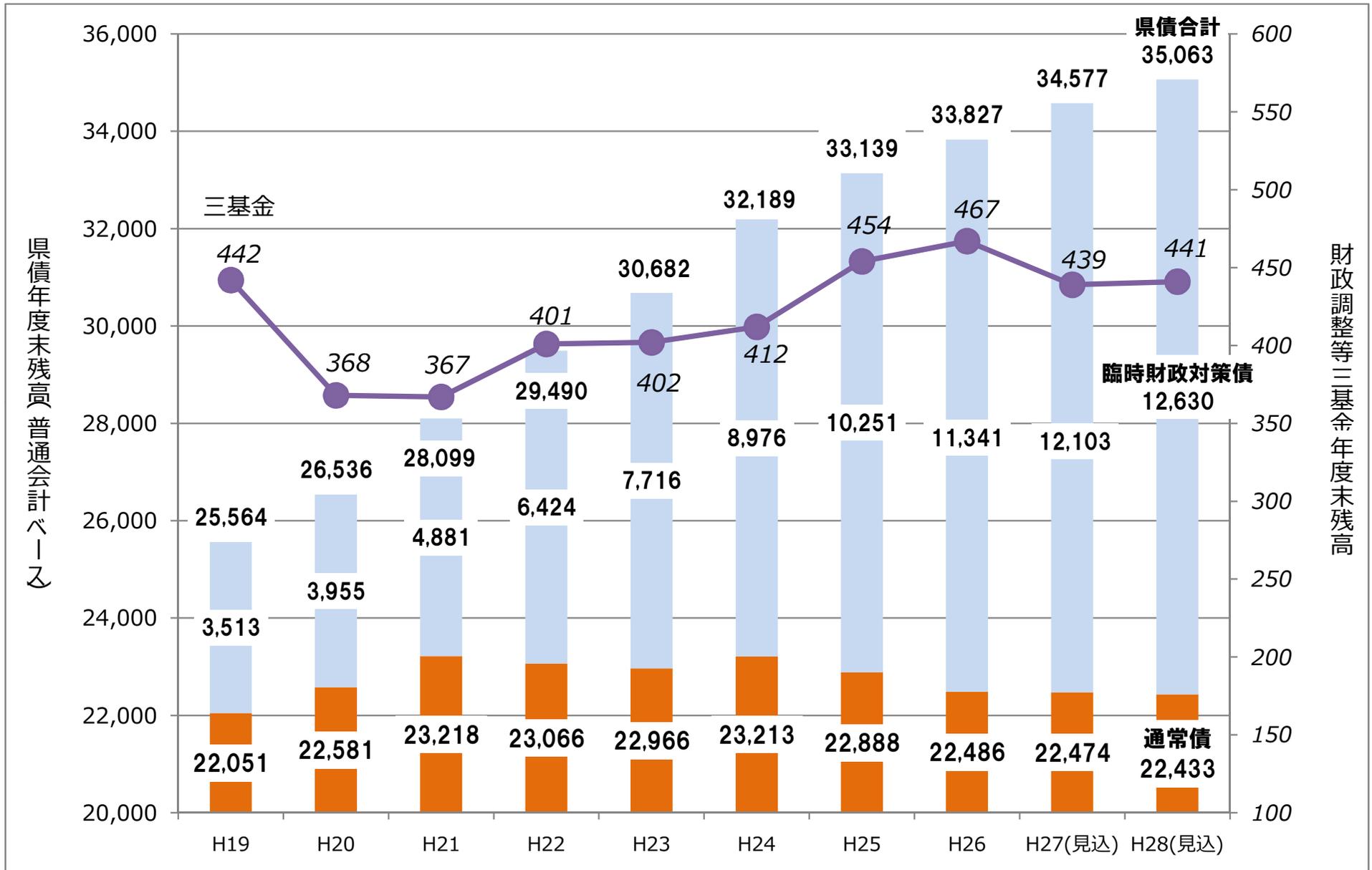
平成28年度県税当初予算対比表

(単位：千円、%)

区 分		28年度 当初予算額 ①	27年度 当初予算額 ②	予算増減額 (対前年) ①-②	増減率 ①/②
県 民 税	個人	172,607,353	171,122,229	1,485,124	100.9
	法人	25,480,182	25,284,961	195,221	100.8
	利子割	2,317,642	2,491,684	▲174,042	93.0
	小計	200,405,177	198,898,874	1,506,303	100.8
事 業 税	個人	6,204,299	5,831,690	372,609	106.4
	法人	124,149,958	109,743,428	14,406,530	113.1
	小計	130,354,257	115,575,118	14,779,139	112.8
地 方 消 費 税	譲渡割	118,013,703	110,578,248	7,435,455	106.7
	貨物割	66,765,432	71,699,974	▲4,934,542	93.1
	小計	184,779,135	182,278,222	2,500,913	101.4
不動産取得税		15,610,909	15,553,909	57,000	100.4
県たばこ税		6,468,092	6,324,400	143,692	102.3
ゴルフ場利用税		1,035,096	1,032,961	2,135	100.2
自動車取得税		4,718,911	4,109,871	609,040	114.8
軽油引取税		37,854,100	38,533,303	▲679,203	98.2
自動車税		58,043,532	58,823,453	▲779,921	98.7
鉱区税		5,254	5,749	▲495	91.4
狩猟税		21,274	24,366	▲3,092	87.3
産業廃棄物税		161,769	168,924	▲7,155	95.8
県税合計		639,457,506	621,329,150	18,128,356	102.9
地方消費税清算金(歳入)		191,196,284	183,587,245	7,609,039	104.1
県税等		830,653,790	804,916,395	25,737,395	103.2
地方消費税清算金(歳出)		173,981,910	173,154,771	827,139	100.5
合計(地方消費税清算後)		656,671,880	631,761,624	24,910,256	103.9
(法人二税)		149,630,140	135,028,389	14,601,751	110.8
(参 考)					
地方法人特別税(国税)		58,361,463	66,236,732	▲7,875,269	88.1
県税合計 + 地方法人特別税		697,818,969	687,565,882	10,253,087	101.5

財政調整等三基金及び県債残高の推移

(単位: 億円)



平成28年度当初予算における新規事業について

(単位：千円)

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要		
						国支出金	特取	県債	一般財源			
総務部	行政経営課	2	1	1	[新] 新行政改革大綱策定費	3,005				3,005	○ 新たな行政改革大綱の策定に要する経費	
		2	1	4	[新] 行政不服審査費	927				927	○ 行政不服審査会の運営に要する経費	
	行政経営課 県民情報課	2	1	2 3	障害者とのコミュニケーション推進費	8,309				8,309	[新] 職員研修所における一般職員を対象とした手話研修の実施に要する経費 982 [新] 全戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版作成等に要する経費 7,327	
企画・地域振興部	総合政策課	2	2	2	再生可能エネルギー等導入促進費	632				632	[新] 再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業費	
					[新] 次期計画策定費	5,793				5,793	○ 福岡県総合計画の次期計画策定に要する経費	
	広域地域振興課	2	2	2	京築連帯アメニティ都市圏構想推進費	1,090				1,090	○ 京築連帯アメニティ都市圏推進会議負担金等 ・ [新] 京築神楽の国重要無形民俗文化財指定を契機とするシンポジウム開催費	
					遠賀・中間地域活性化事業費	499				499	○ 遠賀・中間地域のプロジェクトの実施に要する経費 ・ [新] 郷土愛を持つ人材を育成する「遠賀・中間学」事業費	
	市町村支援課				[新] 地方創生推進資金貸付金						○ 市町村が総合戦略に位置付けて実施する施設整備等に要する資金の低利貸付 期 間：平成28～31年度 貸付総枠：30億円 利 率：財政融資資金貸付金利の1/2	
	情報政策課	2	2	6	電子県庁運営費	89,861				89,861	[新] サーバ統合基盤の運用に要する経費 66,025 [新] 庁内ネットワークの分離による情報セキュリティ対策強化に要する経費 23,836	
	交通政策課	2	2	3	地方バス運行確保対策費	9,300				9,300	○ 市町村が行うコミュニティバス路線等の維持・確保に対する助成 ・ [新] 新規路線開設を促進するための補助率の上乗せ制度の創設 8,000 [新] 市町村が行う地域コミュニティ運送実証実験に対する助成 1,300	
					第三セクター鉄道等近代化設備整備費	17,155			17,155		[新] 鉄道事業者が行う車両の法定点検に対する助成 ・ 甘木鉄道(株) 6,458 ・ 平成筑豊鉄道(株) 10,697	
					[新] 地域鉄道活性化推進費	347				347	○ 甘木鉄道、筑豊電気鉄道、平成筑豊鉄道の利用促進のための協議会の設置に要する経費	
	国際政策課	2	2	7	[新] 海外福岡県人会等世界大会事業費	15,207				15,207	○ 記念式典への県代表団派遣等に要する経費 時 期：平成28年10月 開催地：メキシコ（メキシコシティ市）等	
地域課		2	2	7	[新] ハワイ州姉妹提携35周年記念事業費	19,414				19,414	○ 「福岡フェア」の開催等に要する経費 時 期：平成29年1月 開催地：アメリカ（ハワイ州）	
					[新] バンコク都友好提携10周年記念事業費	11,621				11,621	○ バンコク都友好訪問団の受入に要する経費	
人づくり・県民生活部	文化振興課	5	1	2	文化振興費	1,417				1,417	[新] 大濠公園能楽堂開館30周年記念公演開催費	
					世界文化遺産登録推進費	2,688				2,688	○ 「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産保全・活用事業費 ・ [新] 大牟田市が行う旧長崎税関三池税関支署の公有化等に対する助成 2,688	
	スポーツ振興課	5	1	2	ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業費	7,846				7,846	[新] 大規模国際大会を契機としたスポーツ体験教室の開催に要する経費 4,940 [新] リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会出場選手の表彰に要する経費 2,906	
					障害者スポーツ推進費	6,989				6,989	[新] 障害者スポーツトップアスリートの発掘・育成に要する経費	
	男女共同参画推進課		5	1	2	福岡県男女共同参画センター運営費	3,264	1,436			1,828	[新] 福岡県男女共同参画センター20周年記念シンポジウムの開催等に要する経費
						働く場における女性の活躍推進費	3,745	2,996			749	[新] 福岡県女性の活躍応援会議の設置に要する経費 156 [新] 女性活躍支援の手引きの作成に要する経費 2,689 [新] 中小企業における女性活躍推進の取組を支援するためのコンサルタント派遣に要する経費 900
						配偶者からの暴力防止対策強化費	4,445				4,445	[新] 男性やLGBT専用の相談窓口の設置に要する経費
	生活安全課		5	1	2	安全・安心心り推進費	655				655	[新] 地域防犯団体参加推進のための青パト体験乗車の実施に要する経費
						交通安全運動推進費	5,005				5,005	[新] 市町村が実施する高齢者運転免許証自主返納促進事業に対する助成

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要
						国支出金	特取	県債	一般財源	
福祉労働部	障害者福祉課	5	4	1	[新] 障害福祉サービス人材育成事業費	2,990			2,990	○ 事業所スタッフに対する人材育成研修の実施に要する経費 2,491 ○ 事業者に対する監査指導の強化に要する経費 499
					発達障害児者等支援費	2,581	958		1,623	[新] 発達障害の診断ができる医師等の育成に要する経費
					[新] 重複障害児者等対策事業費	7,593		2,752	4,841	○ 粕屋新光園への児童精神科及び児童発達支援事業所の設置に要する経費 2,752 ○ 動物介在療法（ホースセラピー）の実施に要する経費 3,417 ○ 介護老人保健施設を活用したレスパイトケアサービスの利用促進に要する経費 1,424
	保護・援護課	5	5	1	[新] 子ども支援オフィス運営費	53,549	35,537		18,012	○ 子ども支援オフィスの設置に要する経費 36,697 ○ 生活困窮世帯の高校生に対する訪問相談支援に要する経費 16,328 ○ 福岡県子どもの貧困対策推進会議の運営に要する経費 524
					[新] コンビニと連携した子どもへの食品提供事業費	2,600			2,600	○ NPO等が行うコンビニと連携した子どもへの食品提供活動に対する助成
	労働政策課	5	7	1	[新] 先端ものづくりカイゼン人材育成・雇用創造プロジェクト事業費	246,090	196,872		49,218	○ 自動車等の先端ものづくり企業が行う人材育成・確保の取組への助成等
					若者しごとサポートセンター事業費	2,873			2,873	[新] 協定締結した東京圏等の大学における就職相談会へのキャリアコンサルタント派遣経費
					30代チャレンジ応援センター事業費	28,487			28,487	[新] 地区別に行う就職活動のノウハウを習得するための研修に要する経費 6,106 [新] 職種理解から技術習得までの段階的に行う研修に要する経費 19,098 [新] 正規雇用限定合同会社説明会・面談会の開催に要する経費 3,283
					中高年就職支援センター事業費	2,540			2,540	[新] 職種別セミナーの開催に要する経費
	新雇用開発課	5	7	3	新生活産業創出・育成費	2,275			2,275	[新] 事業者向けの生産性向上研修事業費
					5	9	1	中小企業障害者雇用拡大事業費	3,723	
	環境部	環境政策課	4	1	1	アジア自治体間環境協力推進費	13,183			13,183
環境保全課						4	1	2	中小企業省エネ促進費	3,753
					地球温暖化対策推進費	7,648			7,648	[新] 地球温暖化対策実行計画の策定に要する経費
循環型社会推進課		4	1	1	[新] 食品ロス削減推進費	11,703			11,703	○ フードバンク活動の普及促進に要する経費 8,575 ○ 「食品ロス削減協力店」の募集・登録等に要する経費 1,851 ○ 食品ロス削減推進協議会の運営に要する経費 1,277
監視指導課		4	1	3	産業廃棄物監視指導強化費	17,954			17,954	[新] 中間処理施設に対する監視指導強化のための情報システムの整備に要する経費
自然環境課		4	1	4	英彦山及び犬ヶ岳生態系回復事業費	36,919	24,127		12,792	[新] シカの捕獲に要する経費 33,255 ○ シカの食害を受けている絶滅危惧植物保全のための種子の保存、移植及び防護柵設置等に要する経費 ・ [新]犬ヶ岳 3,664
商工部	中小企業技術振興課	7	2	6	ものづくり基盤強化費	5,495			5,495	[新] 「福岡県ものづくり中小企業振興会議（仮称）」の設置に要する経費
	新産業振興課	7	2	6	ロボット・システム産業振興費	14,527			14,527	[新] 産業用機器の省エネ性能を向上させる薄型電子基板の研究開発に要する経費 9,031 [新] 「ロボット・システム産業人材育成カレッジ（仮称）」における人材育成講座の開発に要する経費 5,496
					医療・福祉機器関連産業振興費	6,000	4,800		1,200	[新] 医療福祉機器関連産業への参入を目指す中小企業の人材育成に要する経費
					[新] 観光人材育成支援費	92,812	92,812			○ 観光を通じた地域活性化のためのマーケティングやマネジメントができる専門人材の育成に要する経費
	観光・物産振興課	7	3	1	ライオンズクラブ国際大会福岡大会開催支援費	15,000			15,000	○ 第99回ライオンズクラブ国際大会福岡大会の開催に対する助成 時期：平成28年6月 開催地：福岡市 10,000 ○ 参加者の県内周遊促進を目的とした多言語の観光・物産パンフレットの制作等に要する経費 5,000
					[新] 本社機能移転・拡充促進費	16,300			16,300	○ 本県に本社機能を移転・拡充する企業の立地を促進するための交付金
	企業立地課	7	2	7	航空機産業振興費	11,702	9,348		2,354	[新] 航空機産業への参入に向けた商談会開催に要する経費 324 [新] 品質マネジメント資格の取得に対する助成 4,000 [新] 航空機人材養成機関の講師による出前講座の開催に要する経費 2,029 [新] 航空機関連企業への派遣研修に対する助成 5,349

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要	
						国支出金	特取	県債	一般財源		
農林水産部	農林水産課	6	1	5	[新] 「秋王」ブランド化支援技術開発費	6,885			6,885	○ 「秋王」の長期貯蔵技術、カットフルーツにした際の雑菌繁殖抑制技術の開発に要する経費	
					[新] キウイフルーツ花粉安定供給技術開発費	5,889			5,889	○ 効率的かつ大量に花粉を採取する技術の開発等に要する経費	
	農山漁村課	6	4	2	国営事業等金負担	24,609		24,600	9	[新] 国営筑後川中流施設機能保全事業負担金	
	園芸振興課	6	2	2	1	「いただきます!福岡のおいしい幸せ」県民運動強化	1,659			1,659	[新] 「ふくおかの花」の消費拡大を図るための街頭PR活動等に対する助成
					活力ある高収益型園芸産地育成事業費	50,000			50,000	[新] 果樹の優良品種への改植に伴う省力機械・果樹棚等の整備に対する助成	
					農林水産物マーケティング強化対策費	7,376			7,376	[新] 首都圏における個別宅配を行う流通業者、高級ホテルと連携した県産食材のPR活動等に要する経費	
					[新] 「早味かん」・「秋王」ブランド確立対策費	13,368			13,368	○ 「早味かん」及び「秋王」の販促促進等に要する経費 4,872 ○ 「早味かん」への改植経費等に対する助成 8,496	
					[新] 「あまおう」ブランド強化費	7,846			7,846	○ 首都圏における有名企業と連携した顧客開拓、果実専門店での「あまおう」キャンペーンの実施等に対する助成	
					[新] 産地ハワーアップ事業費	1,871,651	1,871,498		153	○ 生産・出荷コスト削減や高収益な作付体系への転換などに必要な施設の整備等に対する助成	
	水田農業課	6	2	3	水田農業担い手機械導入支援費	42,882			42,882	[新] 水稲のコスト低減や麦・大豆の生産拡大に取り組む担い手が行う機械導入に対する助成	
					[新] 水田農業競争力強化対策費	11,827			11,827	○ 県産米・麦の新たな需要開拓と認知度向上のためのPR活動等に要する経費 10,038 ○ 収入減少影響緩和対策に加入する担い手への融資に対する利子補給費 1,789	
					債務負担行為	666			666	・融資枠 165百万円 ・利子補給率 0.975%	
	経営技術課	6	2	4	女性農業者活動支援	1,496	1,197		299	[新] 経営の課題解決のための専門家チームの派遣に要する経費	
	畜産課	6	3	2	2	農林水産物鳥獣被害防止対策費	5,984			5,984	[新] 市町村が行う鳥獣被害対策実施隊員等の養成に対する助成
					ふくおかの畜産競争力強化費	38,901			38,901	[新] 経営安定制度への加入促進のための生産者負担金に対する助成 16,759 [新] 飼料生産組織が行う畜産農家への自給飼料供給に必要な機械整備に対する助成 19,942 [新] 県産畜産物の販売促進のための商談会開催等に要する経費 2,200	
					[新] 優良家畜導入支援	11,877			11,877	○ 畜産農家が導入する優良な家畜の輸送経費に対する助成	
					[新] アジア・大洋州畜産学会助成	3,000			3,000	○ 第17回アジア・大洋州畜産学会議に対する助成 時期：平成28年8月 開催地：福岡市	
					[新] 畜産経営体質強化支援資金融通対策費	458			458	○ 新しい経営展開を図る畜産農家への融資に対する利子補給費	
					債務負担行為	22,244			22,244	・融資枠 1,203百万円 ・利子補給率 0.12%	
					林業振興課	6	5	3	[新] 製材の生産性強化対策費	440,240	440,240
漁業管理課	6	6	2	全 国 豊 かな 海 づ くり 大 会 準 備	12,038			12,038	[新] 大会1年前プレイベントの開催に要する経費		
				[新] 「福岡のり」採苗安定化技術開発費	6,752			6,752	○ のりのタネの熟度を環境変化に応じてコントロールする技術の開発等に要する経費		
				[新] 漁業調査取締船「げんかい」代船建造調査費	6,075			6,075	○ 現船の老朽化に伴う漁業調査取締船建造の基本設計に要する経費		
県土整備部	港湾課	8	4	1	世界文化遺産登録推進費	21,600			21,600	○ 「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産保全・活用事業費 ・[新]三池港保全措置実施計画策定費	
					特別会計	港湾整備事業費	805,100		805,100	[新] 三池港コンテナヤード拡張費	
建設都市部	砂防課	8	3	1	[新] 土砂災害危険度情報配信システム整備	26,254			26,254	○ 要配慮者利用施設に対して土砂災害危険度情報を自動配信するシステム整備費	
					[新] 国際競争流通業務地域再生促進	9,501	4,500		5,001	○ 博多港周辺における国際競争流通業務地域再生促進計画の策定に要する経費	
					[新] 宅地耐震化推進	8,377	2,640		5,737	○ 大規模な地震に備えるための大規模盛土造成地マップの作成に要する経費	

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要			
						国支出金	特取	県債	一般財源				
建築都市部	建築指導課	8	1	5	[新] 空き家対策推進費	4,500	1,810			2,690	○ 空き家所有者等からの相談に対応する専門家の市町村派遣に要する経費 4,024 ○ 市町村職員に対する特定空家の判定についての実地研修等に要する経費 476		
					住宅流通促進費	32,000	14,400			17,600	[新] 若年世帯・子育て世帯が行う中古住宅のリノベーション工事に対する助成		
	住宅計画課	8	6	2	[新] 地域子育て支援優良賃貸住宅供給促進事業費	16,763	7,322			9,441	○ 子育てに適した地域優良賃貸住宅として活用する既存住宅の改良に対する助成		
警察本部					9	1	2	暴力団等組織犯罪対策費	7,100				7,100
	[新] 暴力団離脱者社会復帰対策費	16,660							16,660	○ 元暴力団員を雇用した企業に対する就労・職場定着給付金等の支給に要する経費			
	9	2	1	飲酒運転撲滅対策	28,241	14,120			14,121	[新] 指導取締りの強化のためのデジタル式飲酒検知器の整備に要する経費			
				「ニセ電話詐欺」対策費	5,777				5,777	[新] 捜査用資機材の整備に要する経費			
				子どもと女性の安全対策費	7,312				7,312	[新] 10代・20代女性を中心に犯罪情報等を発信する「ふっけい安心アプリ(仮称)」の開発・運用に要する経費			
9	2	2	[新] 青少年ネット適正利用推進費	3,451				3,451	○ 少年が被害者となるインターネット犯罪の未然防止のためのサイバーパトロール等に要する経費				
教育委員会	企画調整課	10	1	4	[新] 電子黒板活用実証研究費	107,605				107,605	○ 県立高校等における電子黒板の活用による指導方法の改善、効率化に向けた実証研究に要する経費 34,784 ○ 市町村が行う小・中学校への電子黒板整備費用に対する助成等 72,821		
					高校教育課	10	1	4	専門高校生実践力向上費	9,989	9,989		
	グローバル人材育成強化費	10,786	4,242	34						6,510	[新] 英語活動指導員による英語を使った理数科目の授業等の実施に要する経費		
	義務教育課	10	1	4	[新] 特別支援学校現場実習強化費	5,630	1,703	25		3,902	○ 企業における現場実習を充実するための指導員の配置に要する経費 5,388 ○ 産業界実習関係者連絡協議会の開催等に要する経費 242		
					[新] アクティブラーニング型授業推進費	10,697	1,612			9,085	○ 小・中学校の教員を対象とした授業実践研修に要する経費 6,604 ○ 県立高校におけるディベート等を導入した主体的・協働的な授業法の研究開発に要する経費 4,093		
					[新] チーム学校推進費	50,369	14,508			35,861	○ スクールソーシャルワーカー未配置市町村への配置に要する経費 35,511 ○ 小・中・高校における不登校等生徒指導上の諸問題に対応する外部専門スタッフの配置に要する経費 14,858		
					[新] 幼児教育充実支援費	5,876	5,876				○ 幼児教育アドバイザーによる巡回指導等に要する経費		
					[新] 小中一貫教育調査研究費	3,514	3,514				○ 小中一貫教育の市町村における全域導入に向けた調査研究等に要する経費		
					体育スポーツ健康課	10	7	1	飲酒運転撲滅運動推進費	923			
	[新] 学校給食・食育総合推進費	16,653	15,601							1,052	○ 公立高校における食育出前講座の実施に要する経費 1,052 ○ 健康増進のための食育カリキュラムの開発に要する経費 7,601 ○ 学校給食を活用した伝統的食文化継承の取組に要する経費 8,000		
10	7	2	ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業費	19,944						8,428		11,516	[新] 小・中・特別支援学校へのオリンピック・パラリンピアン派遣に要する経費 3,855 [新] オリンピック・パラリンピック教育の効果的手法に関する調査研究に要する経費 8,428 [新] 小学校におけるタグラグビーの普及に要する経費 7,661
			企業局	管理課					企業会計	[新] 久留米・うきは工業用地造成事業費	1,956,603		93,195
債務負担行為	2,352,872				1,063,785	1,289,000	87						
合計(144件)					8,396,772	2,040,141	2,499,723	2,736,355	1,120,553				

※合計額は特別会計及び企業会計を含み、債務負担行為を除いた金額である。

平成27年度2月補正予算における新規事業について

(単位：千円)

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要
						国支出金	特収	県債	一般財源	
総務部	学事課	10	8	2 [新] 女性リーダー養成事業費	10,739				10,739	○ 福岡女子大学が行う企業の管理職等の女性を対象としたトップリーダー養成研修に対する助成 2,343
				4 [新] 学習ボランティア派遣事業費	12,011				12,011	○ 福岡女子大学と海外有力大学との国際共同研究に対する助成 8,396
企画・地域振興部	総合政策課	2	2	2 世界文化遺産登録推進費	13,724				13,724	○ 「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産保全・活用事業費 ・[新]全23構成資産共通デザインモニュメント設置費 2,500
	広域地域振興課	2	2	2 福岡県移住・定住促進費	45,189				45,189	○ 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産登録推進費 ・[新]イコモス審査対応に要する経費 10,371
	市町村支援課	2	4	2 [新] 地域おこし協力隊支援費	2,053				2,053	○ 九州・山口地域おこし協力隊合同説明会の開催に要する経費 802
	情報政策課	2	2	6 [新] 自治体情報セキュリティクラウド整備費	444,300	222,150		222,100	50	○ 県と市町村のインターネット接続口の集約、監視機能強化のための機器整備に要する経費 853
	交流第一課	5	1	1 [新] 大規模国際大会に向けたボランティア人材育成事業費	2,636				2,636	○ 首都圏等からの移住促進のための相談窓口「ふくおかよかとこ移住相談センター（仮称）」の開設に要する経費 41,844
新社会推進部	男女共同参画推進課	5	1	2 女性の活躍推進費	4,465	2,048			2,417	[新] 移住・定住プロモーション動画の制作に要する経費 3,345
	交流第一課	5	1	3 [新] 九州グローバル人材活用促進費	33,528				33,528	○ 九州・山口地域おこし協力隊合同説明会の開催に要する経費 802
	高年齢者地域包括ケア推進課	3	6	1 介護福祉士等修学資金貸付事業費	627,480	627,480				○ 隊員向け起業・就業講習会等の開催に要する経費 1,251
保健医療介護部	高年齢者地域包括ケア推進課	3	6	2 ひとり暮らし高齢者見守り活動推進費	4,563				4,563	○ 県と市町村のインターネット接続口の集約、監視機能強化のための機器整備に要する経費
	子育て支援課	5	3	1 子育て応援費	61,224	51,660			9,564	○ 大規模国際大会の誘致に取り組む市町村に対するボランティア育成のためのアドバイザー派遣に要する経費 716
福祉労働部	子育て支援課	5	3	3 [新] 保育士就職支援資金貸付事業費	1,029,429	1,029,429				○ 市町村が行うボランティア人材育成講座に対する助成 1,920
	子育て支援課	5	3	3 [新] 放課後児童クラブ学習支援費	4,933				4,933	[新] 女性による元気な地域づくり応援講座の開催に要する経費 1,905
	児童家庭課	5	3	1 [新] 児童養護施設等学習環境改善事業費	3,080	2,310			770	[新] 女子中高生を対象としたものづくり企業等の視察・技術者との交流に要する経費 2,560
	児童家庭課	5	3	1 [新] 施設退所児童等自立支援資金貸付事業費	250,011	250,011				○ 九州の留学生の地元就職を促進するための企業とのマッチングサイトの構築に要する経費
	児童家庭課	5	3	1 [新] ひとり親家庭のための学習支援ボランティア費	1,284	642			642	[新] 県社協が行う潜在介護人材への就職準備金の貸付に対する助成
	児童家庭課	5	3	1 [新] ひとり親家庭訓練促進資金貸付費	232,920	232,920				[新] 見守り意識の醸成に向けた九州・山口統一の啓発活動に要する経費
	障害者福祉課	5	4	4 障害者収入向上支援	500				500	[新] 企業・団体間での出会いイベントの実施に要する経費 10,514
	労働政策課	5	7	1 若者の九州・山口ふるさと就職促進	2,856				2,856	[新] 九州・山口結婚・子育てポジティブキャンペーンの実施に要する経費 6,160
	労働政策課 新雇用開発課	5	7	1 [新] 働く女性ワンストップ応援・労働相談充実事業費	28,562			9	28,553	[新] 市町村が行う低所得世帯向け結婚新生活支援に対する助成 44,550
	新雇用開発課	5	7	3 子育て応援宣言企業推進費	5,572				5,572	○ 保育士有資格者の就職準備金等の貸付に対する助成
新雇用開発課	5	9	1 70歳現役社会推進	7,949				7,949	○ 学び道場と放課後児童クラブ間の児童送迎に対する助成 1,200	
									○ 放課後児童クラブで実施する学習支援に対する助成 3,733	
									○ 児童養護施設等が行う学習環境改善に対する助成	
									○ 児童養護施設退所児童等を対象とした家賃等の貸付に対する助成	
									[新] ひとり親家庭の子どもを対象とした学習塾の開設準備に要する経費	
									○ 高等職業訓練促進給付金受給者を対象とした入学準備金等の貸付に対する助成	
									[新] 「まごころ製品」の認知向上のためのロゴマーク作成に要する経費	
									[新] 東京圏の大学生を対象とした「九州・山口共同インターンシップ」の実施に要する経費	
									○ 国、北九州市と連携し、女性の就業・創業支援、労働相談等のサービスをワンストップで提供するための体制整備に要する経費	
									[新] 子育て応援宣言企業6000社大会の開催に要する経費 4,572	
									[新] 九州・山口連携によるワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施に要する経費 1,000	
									[新] 介護分野における求人開拓・職業紹介を行うためのアドバイザー配置に要する経費	

部名	課名	款	項目	事項名	予算額	財源内訳				概要		
						国支出金	特取	県債	一般財源			
商工部	中小企業振興課	7	1	2	経営改善支援費	2,294				2,294	[新] 若手社員を対象とした合同研修会開催に要する経費	
					地域中小企業支援費	38,850	38,850	[新] 中小企業が策定した事業計画の実行に対する助成	10,000			
								[新] 商工会議所・商工会と小規模事業者が広域連携で行う商品開発、販路開拓等に対する助成	24,000			
								[新] 女性向け創業相談会開催に要する経費	1,071			
								[新] インターネット通販を活用した中小企業の販路開拓支援に要する経費	1,846			
								[新] 県内中小企業とアジアの中小企業との県内での商談会開催に要する経費 対象地域：タイ	1,933			
					経営革新支援費	12,575	12,575	[新] 経営革新を行う企業の資金調達に必要な第三者機関による評価に要する経費				
								[新] 地域創業促進費	477			
								[新] 常設店舗を活用した新商品販路開拓支援費	6,937			
								[新] 市町村、商工会議所、商工会の担当者を対象とした創業支援研修等に要する経費				
	[新] 中小企業が開発した新商品の販路開拓支援に要する経費											
	中小企業技術振興課	7	2	6	[新] 福岡県酒造業支援費	8,073			8,073	○ 酒造組合と生物食品研究所による福岡県独自の吟醸酵母の開発に要する経費	4,930	
	新産業振興課	7	2	6	水素エネルギー戦略推進費	2,808				2,808	[新] 北九州水素タウンを活用した新製品開発支援に要する経費	
					北部九州自動車産業アジア先進拠点推進費	6,252				6,252	[新] 「県南地域自動車産業フォーラム」の開催に要する経費	985
					[新] インドネシア自動車関連企業との商談会開催に要する経費	2,997						
					[新] 電子・電装系分野参入のための展示会出展支援等に要する経費	2,270						
					[新] がん超早期診断技術実用化支援費	3,600				3,600	○ 線虫を用いた簡便で高精度な診断技術の実証試験に対する助成	
	[新] 九州連携医療機器産業拠点形成事業費	3,231				3,231	○ ものづくり中小企業と東京都本郷地区を中心とする医療機器メーカーとのマッチング交流会の開催に要する経費					
	観光・物産振興課	7	1	3	[新] 伝統工芸インバウンド事業	14,648				14,648	○ 伝統工芸品生産者等に対する外国人観光客の需要を取り込むための勉強会開催費	1,206
					○ 伝統的工芸品産地組合等が取り組む外国人観光客向けの需要開拓、商品開発に対する助成	4,500						
○ 伝統工芸品の海外に向けたPRに要する経費					8,942							
7		3	1	観光マーケティング事業	27,390				27,390	[新] 特典付き観光パスポートを活用した観光動向調査に要する経費		
				福岡観光魅力海外発信費	32,824	32,824	[新] とんこつラーメンを切り口とした観光キャンペーン実施に要する経費	20,648				
							[新] 欧州との直行便就航を契機とした外国人観光客誘致活動に要する経費	6,342				
							[新] 飲食店・宿泊施設に対する外国人観光客受入環境整備のための勉強会開催費	4,092				
[新] 外国人観光客に向けた日本のマナーの理解促進に要する経費	630											
[新] 富裕層を対象とした県内周遊の促進のための観光商品のPRに対する助成	1,112											
観光プロモーション推進費	14,987				14,987	[新] 地域鉄道と沿線の観光資源を活用した観光プロモーションに要する経費	7,987					
[新] 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界文化遺産登録を見据えた観光情報発信に要する経費	7,000											
観光ブランド化推進費	4,319				4,319	[新] 県内の古代史跡・遺跡・関連施設を活用した観光資源ブランド化検討会開催に要する経費						
中小企業技術振興課 企業立地課	7	2	6	[新] 教育機関と連携した高度人材育成費	3,286			3,286	○ 本社機能の集積に必要な人材育成を図るためのフォーラム開催費	263		
			7						○ ものづくり中小企業へのインターンシップ促進に要する経費	134		
									○ 「魅力あるものづくり中小企業100選（仮称）」の作成に要する経費	2,889		
農山漁村振興課	6	1	2	[新] 中山間地域活性化事業	7,120				7,120	○ 中山間地域サポーターの登録等に要する経費	4,920	
											○ 定年退職者が通い農業を始めるための費用に対する助成等	2,200
				食の安全・地産地消課	6	1	1	「いただきます! 福岡のおいしい幸せ! 県民運動強化	11,410			11,410
食の安全・地産地消課 園芸振興課	6	1	1	[新] 県産農林水産物インバウンド需要強化費	7,165			7,165	○ 海外旅行者の招へいにあわせて直売所・観光農園の整備等に要する経費	5,392		
			3						○ 国際安全認証を取得する産地に対する助成等	1,773		

部名	課名	款	項	目	事項名	予算額	財源内訳				概要
							国支出金	特取	県債	一般財源	
農 林 水 産 部	園芸振興課	6	1	1	県産農林水産物輸出促進費	8,578				8,578	[新] 米国における「あまおう」の市場開拓調査等に要する経費 3,493 [新] 欧州における八女茶・植木の輸出拡大に要する経費 5,085
					[新] 九州・山口6次産業化推進費	2,736				2,736	○ 九州・山口一体となった加工食品の大規模商談会の開催等に要する経費
	水田農業振興課	6	2	3	経営体育成支援事業費	52,558	52,558				[新] 売上高の拡大や経営コストの削減に取り組む担い手への機械導入に対する助成
	経営技術支援課	6	1	1	若者の農業参入定着支援費	9,920				9,920	[新] 「就農マッチングセンター」の設置等に要する経費
					[新] ICTを活用した農産物の生産性向上対策費	8,730				8,730	○ 優良農家の「匠の技」のマニュアル化、マニュアルを活用した技術普及に要する経費
	合計 (66件)						3,119,776	2,471,208	9	222,100	426,459
H28当初予算及びH27.2月補正予算 合計 (210件)						11,516,548	4,511,349	2,499,732	2,958,455	1,547,012	

平成28年度における使用料・手数料の改定について

(条例関係) 10件

(単位：千円)

条例名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施行	理由																
2 月 議 会 提 出	福岡県行政不服審査法提出書類複写等手数料条例	審査請求手続における審査請求人等が提出書類の写し等の交付を受ける際に徴収する手数料	0	H28.4.1	新設 (法律の改正)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交付する写し又は書面</th> <th>金額 (用紙1枚につき)</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 文書、図画又は写真</td> <td>1 複写機により複写したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> <td rowspan="4">交付するとき</td> </tr> <tr> <td>2 複写機により複写したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 電磁的記録</td> <td>1 用紙に出力したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>2 用紙に出力したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期	1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	30円	2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円			
	区 分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期																
	1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき																
2 複写機により複写したもの(多色刷り)		30円																		
2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円																		
	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円																		
福岡県自治紛争処理委員審理関係書類複写等手数料条例	自治紛争処理委員の審理において、審査の申立てをした者等が提出書類の写し等の交付を受ける際に徴収する手数料	0	H28.4.1	新設 (法律の改正)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交付する写し又は書面</th> <th>金額 (用紙1枚につき)</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 文書、図画又は写真</td> <td>1 複写機により複写したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> <td rowspan="4">交付するとき</td> </tr> <tr> <td>2 複写機により複写したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 電磁的記録</td> <td>1 用紙に出力したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>2 用紙に出力したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期	1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	30円	2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円				
区 分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期																	
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき																	
	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	30円																		
2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円																		
	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円																		
福岡県選挙管理委員会審理関係書類複写等手数料条例	選挙管理委員会の審理において、審査の申立てをした者等が提出書類の写し等の交付を受ける際に徴収する手数料	0	H28.4.1	新設 (法律の改正)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交付する写し又は書面</th> <th>金額 (用紙1枚につき)</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 文書、図画又は写真</td> <td>1 複写機により複写したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> <td rowspan="4">交付するとき</td> </tr> <tr> <td>2 複写機により複写したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 電磁的記録</td> <td>1 用紙に出力したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>2 用紙に出力したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期	1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	30円	2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円				
区 分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期																	
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき																	
	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	30円																		
2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円																		
	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円																		
福岡県保健福祉関係手数料条例	医務関係手数料 ・ 歯科技工士国家試験合格証明書交付申請手数料 3,000円→削除	0	公布の日	削除 (省令の改正)																
福岡県農林水産関係手数料条例	農産物検査規格登録検査機関の登録に関する手数料	410	H28.4.1	改定 (法律の改正)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の名称</th> <th>別表1 条項</th> <th>徴収時期</th> <th>手数料額 (1件あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録検査機関 登録申請手数料</td> <td>16</td> <td>申請時</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>登録検査機関 登録更新申請手数料</td> <td>17</td> <td>申請時</td> <td>10,100円 (※政令で定める額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">登録検査機関 変更登録申請手数料</td> <td rowspan="2">18</td> <td rowspan="2">申請時</td> <td>種類の増加 30,000円</td> </tr> <tr> <td>区分の増加 150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の名称	別表1 条項	徴収時期	手数料額 (1件あたり)	登録検査機関 登録申請手数料	16	申請時	150,000円	登録検査機関 登録更新申請手数料	17	申請時	10,100円 (※政令で定める額)	登録検査機関 変更登録申請手数料	18	申請時	種類の増加 30,000円	区分の増加 150,000円		
手数料の名称	別表1 条項	徴収時期	手数料額 (1件あたり)																	
登録検査機関 登録申請手数料	16	申請時	150,000円																	
登録検査機関 登録更新申請手数料	17	申請時	10,100円 (※政令で定める額)																	
登録検査機関 変更登録申請手数料	18	申請時	種類の増加 30,000円																	
			区分の増加 150,000円																	

条例名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施行	理由															
福岡県農林水産関係手数料条例	異議の申出をした者等が提出書類の写し等の交付を受けるときに徴収する手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付する写し又は書面</th> <th>金額 (用紙1枚につき)</th> <th>徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 文書、図画又は写真</td> <td>1 複写機により複写したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> <td rowspan="4">交付するとき</td> </tr> <tr> <td>2 複写機により複写したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 電磁的記録</td> <td>1 用紙に出力したもの(単色刷り)</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>2 用紙に出力したもの(多色刷り)</td> <td>30円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期	1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	30円	2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円	0	H28.4.1	改定 (法律の改正)
区分	交付する写し又は書面	金額 (用紙1枚につき)	徴収時期																
1 文書、図画又は写真	1 複写機により複写したもの(単色刷り)	10円	交付するとき																
	2 複写機により複写したもの(多色刷り)	30円																	
2 電磁的記録	1 用紙に出力したもの(単色刷り)	10円																	
	2 用紙に出力したもの(多色刷り)	30円																	
福岡県河川流水占用料等徴収条例	流水占用料及び土地占用料 ○改正の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料又は土地占用料を免除する。</td> <td>次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料又は土地占用料を減額又は免除することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(主な対象) 電気事業、かんがい、水道事業</p>	現行	改正案	次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料又は土地占用料を免除する。	次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料又は土地占用料を減額又は免除することができる。	0	H28.4.1	改定 (減免規定の改正)											
現行	改正案																		
次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料又は土地占用料を免除する。	次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料又は土地占用料を減額又は免除することができる。																		
福岡県建築都市関係手数料条例	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能認定等申請手数料一覧	244	H28.4.1	新設 (法律の制定)															

・81項(新規認定)

区分		手数料額	
適合証有 非住宅	300㎡未満	11,000	
	300㎡～2,000㎡未満	33,000	
	2,000㎡～5,000㎡未満	99,000	
	5,000㎡～10,000㎡未満	158,000	
	10,000㎡～25,000㎡未満	199,000	
	25,000㎡以上	249,000	
適合証有 住宅	1戸	5,000	
	1棟、300㎡未満	11,000	
	1棟、300㎡～2,000㎡未満	24,000	
	1棟、2,000㎡～5,000㎡未満	55,000	
	1棟、5,000㎡以上	99,000	
適合証無 非住宅	簡易な計算方法が定める	300㎡未満	108,000
		300㎡～2,000㎡未満	181,000
		2,000㎡～5,000㎡未満	294,000
		5,000㎡～10,000㎡未満	384,000
		10,000㎡～25,000㎡未満	461,000
	25,000㎡以上	541,000	
	標準的な計算方法	300㎡未満	283,000
		300㎡～2,000㎡未満	458,000
		2,000㎡～5,000㎡未満	653,000
		5,000㎡～10,000㎡未満	805,000
10,000㎡～25,000㎡未満		952,000	
25,000㎡以上	1,086,000		
適合証無 住宅	簡易な計算方法が定める	1戸、200㎡未満	21,000
		1戸、200㎡以上	23,000
		1棟、300㎡未満	40,000
		1棟、300㎡～2,000㎡未満	70,000
		1棟、2,000㎡～5,000㎡未満	128,000
	1棟、5,000㎡以上	194,000	
	標準的な計算方法	1戸、200㎡未満	42,000
		1戸、200㎡以上	47,000
		1棟、300㎡未満	85,000
		1棟、300㎡～2,000㎡未満	143,000
1棟、2,000㎡～5,000㎡未満		244,000	
1棟、5,000㎡以上	349,000		

・82項(変更認定)

区分		変更手数料額	
適合証有 非住宅	300㎡未満	5,500	
	300㎡～2,000㎡未満	16,500	
	2,000㎡～5,000㎡未満	49,500	
	5,000㎡～10,000㎡未満	79,000	
	10,000㎡～25,000㎡未満	99,500	
	25,000㎡以上	124,500	
適合証有 住宅	1戸	2,500	
	1棟、300㎡未満	5,500	
	1棟、300㎡～2,000㎡未満	12,000	
	1棟、2,000㎡～5,000㎡未満	27,500	
	1棟、5,000㎡以上	49,500	
適合証無 非住宅	簡易な計算方法が定める	300㎡未満	54,000
		300㎡～2,000㎡未満	90,500
		2,000㎡～5,000㎡未満	147,000
		5,000㎡～10,000㎡未満	192,000
		10,000㎡～25,000㎡未満	230,500
	25,000㎡以上	270,500	
	標準的な計算方法	300㎡未満	141,500
		300㎡～2,000㎡未満	229,000
		2,000㎡～5,000㎡未満	326,500
		5,000㎡～10,000㎡未満	402,500
10,000㎡～25,000㎡未満		476,000	
25,000㎡以上	543,000		
適合証無 住宅	簡易な計算方法が定める	1戸、200㎡未満	10,500
		1戸、200㎡以上	11,500
		1棟、300㎡未満	20,000
		1棟、300㎡～2,000㎡未満	35,000
		1棟、2,000㎡～5,000㎡未満	64,000
	1棟、5,000㎡以上	97,000	
	標準的な計算方法	1戸、200㎡未満	21,000
		1戸、200㎡以上	23,500
		1棟、300㎡未満	42,500
		1棟、300㎡～2,000㎡未満	71,500
1棟、2,000㎡～5,000㎡未満		122,000	
1棟、5,000㎡以上	174,500		

※ 適合証とは、非住宅の建築物については法第39条の規定による登録を受けた登録建築物エネルギー消費性能判定機関等に、住宅については住宅品確法に基づく登録住宅性能評価機関等に、申請者があらかじめ技術的審査(事前審査)を依頼した場合、同機関が認定基準適合を示すために発行するもの。

※ 法第30条第2項及び法第31条第2項の準用に基づく申し出がある場合は、当該条例の別表5項及び6項の金額を加算する。

条例名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施行	理由																																																																																																																					
福岡県建築都市関係手数料条例	長期優良住宅認定等に係る手数料の改正 住宅の増改築を対象とする場合の手数料を追加 (現行は住宅の新築のみ対象)	0	H28.4.1	改定 (国告示の改正)																																																																																																																					
	<p>●長期優良住宅等計画認定申請手数料の額一覧表</p> <p>1. 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 (75項 新規認定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住棟の床面積の合計</th> <th colspan="2">新築住宅</th> <th colspan="2">既存住宅(追加)</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>適合証無し</th> <th>適合証有り</th> <th>適合証無し</th> <th>適合証有り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建</td> <td>52,000</td> <td>7,000</td> <td>78,000</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">共同住宅等 (㎡)</td> <td>500以内</td> <td>124,000</td> <td>14,000</td> <td>186,000</td> <td>21,000</td> <td rowspan="7">* 共同住宅等においては、棟全体の延べ床面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手数料を算出する。(百円未満切捨) (式) (手数料額÷申請戸数(100円未満切捨))</td> </tr> <tr> <td>500超え 1,000以内</td> <td>199,000</td> <td>25,000</td> <td>298,000</td> <td>37,000</td> </tr> <tr> <td>1,000超え 3,000以内</td> <td>393,000</td> <td>36,000</td> <td>589,000</td> <td>54,000</td> </tr> <tr> <td>3,000超え 5,000以内</td> <td>705,000</td> <td>67,000</td> <td>1,057,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>5,000超え 10,000以内</td> <td>1,212,000</td> <td>115,000</td> <td>1,818,000</td> <td>172,000</td> </tr> <tr> <td>10,000超え 20,000以内</td> <td>2,243,000</td> <td>190,000</td> <td>3,364,000</td> <td>285,000</td> </tr> <tr> <td>20,000超え 30,000以内</td> <td>3,204,000</td> <td>234,000</td> <td>4,806,000</td> <td>351,000</td> </tr> <tr> <td>30,000超え</td> <td>3,926,000</td> <td>250,000</td> <td>5,889,000</td> <td>375,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 (76項 変更認定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">住棟の床面積の合計</th> <th colspan="2">新築住宅</th> <th colspan="2">既存住宅(追加)</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>適合証無し</th> <th>適合証有り</th> <th>適合証無し</th> <th>適合証有り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建</td> <td>26,000</td> <td>3,500</td> <td>39,000</td> <td>5,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">共同住宅等 (㎡)</td> <td>500以内</td> <td>124,000</td> <td>14,000</td> <td>186,000</td> <td>21,000</td> <td rowspan="7">* 共同住宅等においては、変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手数料を算出する。(百円未満切捨) (式) (手数料額÷申請戸数(100円未満切捨))</td> </tr> <tr> <td>500超え 1,000以内</td> <td>199,000</td> <td>25,000</td> <td>298,000</td> <td>37,000</td> </tr> <tr> <td>1,000超え 3,000以内</td> <td>393,000</td> <td>36,000</td> <td>589,000</td> <td>54,000</td> </tr> <tr> <td>3,000超え 5,000以内</td> <td>705,000</td> <td>67,000</td> <td>1,057,000</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>5,000超え 10,000以内</td> <td>1,212,000</td> <td>115,000</td> <td>1,818,000</td> <td>172,000</td> </tr> <tr> <td>10,000超え 20,000以内</td> <td>2,243,000</td> <td>190,000</td> <td>3,364,000</td> <td>285,000</td> </tr> <tr> <td>20,000超え 30,000以内</td> <td>3,204,000</td> <td>234,000</td> <td>4,806,000</td> <td>351,000</td> </tr> <tr> <td>30,000超え</td> <td>3,926,000</td> <td>250,000</td> <td>5,889,000</td> <td>375,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				住棟の床面積の合計	新築住宅		既存住宅(追加)			適合証無し	適合証有り	適合証無し	適合証有り	戸建	52,000	7,000	78,000	10,000		共同住宅等 (㎡)	500以内	124,000	14,000	186,000	21,000	* 共同住宅等においては、棟全体の延べ床面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手数料を算出する。(百円未満切捨) (式) (手数料額÷申請戸数(100円未満切捨))	500超え 1,000以内	199,000	25,000	298,000	37,000	1,000超え 3,000以内	393,000	36,000	589,000	54,000	3,000超え 5,000以内	705,000	67,000	1,057,000	100,000	5,000超え 10,000以内	1,212,000	115,000	1,818,000	172,000	10,000超え 20,000以内	2,243,000	190,000	3,364,000	285,000	20,000超え 30,000以内	3,204,000	234,000	4,806,000	351,000	30,000超え	3,926,000	250,000	5,889,000	375,000		住棟の床面積の合計	新築住宅		既存住宅(追加)			適合証無し	適合証有り	適合証無し	適合証有り	戸建	26,000	3,500	39,000	5,000		共同住宅等 (㎡)	500以内	124,000	14,000	186,000	21,000	* 共同住宅等においては、変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手数料を算出する。(百円未満切捨) (式) (手数料額÷申請戸数(100円未満切捨))	500超え 1,000以内	199,000	25,000	298,000	37,000	1,000超え 3,000以内	393,000	36,000	589,000	54,000	3,000超え 5,000以内	705,000	67,000	1,057,000	100,000	5,000超え 10,000以内	1,212,000	115,000	1,818,000	172,000	10,000超え 20,000以内	2,243,000	190,000	3,364,000	285,000	20,000超え 30,000以内	3,204,000	234,000	4,806,000	351,000	30,000超え	3,926,000	250,000	5,889,000	375,000
住棟の床面積の合計	新築住宅		既存住宅(追加)																																																																																																																						
	適合証無し	適合証有り	適合証無し	適合証有り																																																																																																																					
戸建	52,000	7,000	78,000	10,000																																																																																																																					
共同住宅等 (㎡)	500以内	124,000	14,000	186,000	21,000	* 共同住宅等においては、棟全体の延べ床面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手数料を算出する。(百円未満切捨) (式) (手数料額÷申請戸数(100円未満切捨))																																																																																																																			
	500超え 1,000以内	199,000	25,000	298,000	37,000																																																																																																																				
	1,000超え 3,000以内	393,000	36,000	589,000	54,000																																																																																																																				
	3,000超え 5,000以内	705,000	67,000	1,057,000	100,000																																																																																																																				
	5,000超え 10,000以内	1,212,000	115,000	1,818,000	172,000																																																																																																																				
	10,000超え 20,000以内	2,243,000	190,000	3,364,000	285,000																																																																																																																				
	20,000超え 30,000以内	3,204,000	234,000	4,806,000	351,000																																																																																																																				
30,000超え	3,926,000	250,000	5,889,000	375,000																																																																																																																					
住棟の床面積の合計	新築住宅		既存住宅(追加)																																																																																																																						
	適合証無し	適合証有り	適合証無し	適合証有り																																																																																																																					
戸建	26,000	3,500	39,000	5,000																																																																																																																					
共同住宅等 (㎡)	500以内	124,000	14,000	186,000	21,000	* 共同住宅等においては、変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積に対応した手数料を申請戸数で除すことにより1申請の手数料を算出する。(百円未満切捨) (式) (手数料額÷申請戸数(100円未満切捨))																																																																																																																			
	500超え 1,000以内	199,000	25,000	298,000	37,000																																																																																																																				
	1,000超え 3,000以内	393,000	36,000	589,000	54,000																																																																																																																				
	3,000超え 5,000以内	705,000	67,000	1,057,000	100,000																																																																																																																				
	5,000超え 10,000以内	1,212,000	115,000	1,818,000	172,000																																																																																																																				
	10,000超え 20,000以内	2,243,000	190,000	3,364,000	285,000																																																																																																																				
	20,000超え 30,000以内	3,204,000	234,000	4,806,000	351,000																																																																																																																				
30,000超え	3,926,000	250,000	5,889,000	375,000																																																																																																																					
福岡県都市公園条例	筑後広域公園ドッグランの利用料金	0 (指定管理者の収入)	規則で定める日	新設 (新規供用)																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬1頭につき1回</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>都市公園を占有する場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">改正案</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通路、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けるもの</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>220円</td> <td>通路、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けるもの</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>公共駐車場その他これらに類するもので地下に設けるもの</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>220円</td> <td>公共駐車場地下に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> <td>Aに0.004を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.007を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>階数が3以上のもの</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>Aは、当該地の時価</p>	単位	金額	犬1頭につき1回	200円	現行			改正案			区分	単位	金額	区分	単位	金額	通路、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	220円	通路、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	220円	公共駐車場その他これらに類するもので地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	220円	公共駐車場地下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額					階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額					階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額	52,280	H28.4.3	改定 (天神中央公園地下駐車場の建設費の償還が終了することに伴う改定)																																																																													
単位	金額																																																																																																																								
犬1頭につき1回	200円																																																																																																																								
現行			改正案																																																																																																																						
区分	単位	金額	区分	単位	金額																																																																																																																				
通路、公共駐車場、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	220円	通路、防火貯水槽その他これらに類するもので地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	220円																																																																																																																				
公共駐車場その他これらに類するもので地下に設けるもの	1平方メートルにつき1年	220円	公共駐車場地下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額																																																																																																																				
				階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額																																																																																																																				
				階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額																																																																																																																				

2月議会提出

条例名	改正の概要 (単位：円)	増減収額	施行	理由																																																															
12月議会議決済 福岡県警察関係手数料条例	特定遊興飲食店営業に関する手数料 風俗営業関係 (単位：円) 施行 <table border="1" data-bbox="405 248 1023 1014"> <tr> <td rowspan="3">特定遊興飲食店営業</td> <td>新規許可申請</td> <td>24,000</td> <td>H28.3.23</td> </tr> <tr> <td>同時複数</td> <td>16,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風水害等</td> <td>30,800</td> <td>H28.6.23</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td>臨時許可申請</td> <td>14,000</td> <td>H28.3.23</td> </tr> <tr> <td>同時複数</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風水害等</td> <td>20,800</td> <td>H28.6.23</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可証再交付</td> <td>1,100</td> <td>H28.6.23</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可証書換</td> <td>1,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>相続承認申請</td> <td>8,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同時複数</td> <td>3,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人の合併又は分割の承認</td> <td>11,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同時複数</td> <td>3,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造設備変更承認</td> <td>9,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特例特定遊興飲食店営業者認定申請</td> <td>13,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同時複数</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定証再交付</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理者講習受講</td> <td>2,600</td> <td></td> </tr> </table>	特定遊興飲食店営業	新規許可申請	24,000	H28.3.23	同時複数	16,000		風水害等	30,800	H28.6.23		臨時許可申請	14,000	H28.3.23	同時複数	6,000		風水害等	20,800	H28.6.23		許可証再交付	1,100	H28.6.23		許可証書換	1,400			相続承認申請	8,600		同時複数	3,800			法人の合併又は分割の承認	11,000			同時複数	3,300			構造設備変更承認	9,900			特例特定遊興飲食店営業者認定申請	13,000			同時複数	10,000			認定証再交付	1,100			管理者講習受講	2,600		936	H28.3.23 H28.6.23	新設 (政令の改正)
	特定遊興飲食店営業		新規許可申請	24,000	H28.3.23																																																														
			同時複数	16,000																																																															
		風水害等	30,800	H28.6.23																																																															
		臨時許可申請	14,000	H28.3.23																																																															
		同時複数	6,000																																																																
		風水害等	20,800	H28.6.23																																																															
		許可証再交付	1,100	H28.6.23																																																															
		許可証書換	1,400																																																																
		相続承認申請	8,600																																																																
		同時複数	3,800																																																																
		法人の合併又は分割の承認	11,000																																																																
		同時複数	3,300																																																																
		構造設備変更承認	9,900																																																																
		特例特定遊興飲食店営業者認定申請	13,000																																																																
	同時複数	10,000																																																																	
	認定証再交付	1,100																																																																	
	管理者講習受講	2,600																																																																	
筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料条例	筑豊自動車運転免許試験場技能試験コース使用料 <table border="1" data-bbox="373 1099 922 1323"> <thead> <tr> <th>自動車の種類</th> <th>使用料の額 (1台1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車又はけん引自動車</td> <td>2,750円</td> </tr> <tr> <td>中型自動車又は大型特殊自動車</td> <td>2,150円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>1,850円</td> </tr> <tr> <td>大型自動二輪車又は普通自動二輪車</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種類	使用料の額 (1台1時間につき)	大型自動車又はけん引自動車	2,750円	中型自動車又は大型特殊自動車	2,150円	普通自動車	1,850円	大型自動二輪車又は普通自動二輪車	1,600円	2,615	H28.4.1	新設 (新規供用)																																																					
自動車の種類	使用料の額 (1台1時間につき)																																																																		
大型自動車又はけん引自動車	2,750円																																																																		
中型自動車又は大型特殊自動車	2,150円																																																																		
普通自動車	1,850円																																																																		
大型自動二輪車又は普通自動二輪車	1,600円																																																																		